

令和4年
12月1日～

誰もが自分らしく生きられる社会へ

名古屋市ファミリーシップ制度

名古屋市では誰もが人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、「名古屋市ファミリーシップ制度」を実施しております。

当事者の方々から次のようなお声をいただいています。

家探しをした際も、同性カップルというだけで入居を断られたこともあり、日常生活を送る上でとても生きづらさを感じていました。この制度について多くの人に知ってもらい、活用できる場が増えてほしいです。

性的少数者というだけで差別されたり心無い誹謗中傷を受けたりすることもあります。こうした現実の中でファミリーシップ制度が実施されることは、多様な価値観や生き方を認め合う社会につながり、安心して生活する一歩になります。

名古屋市ファミリーシップ制度とは...

どんな内容？

互いを人生のパートナーとしている二人が、日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を行うことを市に宣誓（宣誓書に署名）し、名古屋市がその事実を証明するもの

二人のほかに、希望すれば同居するお子さんを含めることができます。

誰が利用できる？

現在の婚姻制度を利用できない・利用しない**性的少数者**や**事実婚**などのカップル

- 宣誓の要件や手続きなどの詳細は名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。



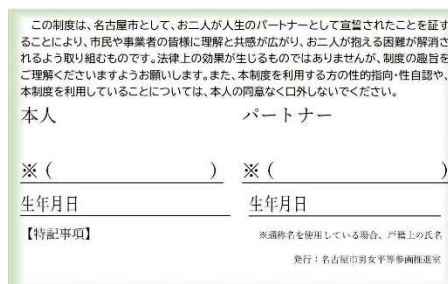
👉 市ウェブサイトはこちら

宣誓を行うと発行される ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

免許証サイズ



表面



裏面

※A4サイズの宣誓書受領証も交付されます。

不動産業者様・大家さんの皆様へ

この制度は、名古屋市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様へ理解と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

【本制度についてのお問合せ】

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室

電話 052-972-2234

FAX 052-972-4206

電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp



にゃ〜ご

【名古屋市男女平等参画啓発キャラクター】